

世帯と人口  
4月1日現在

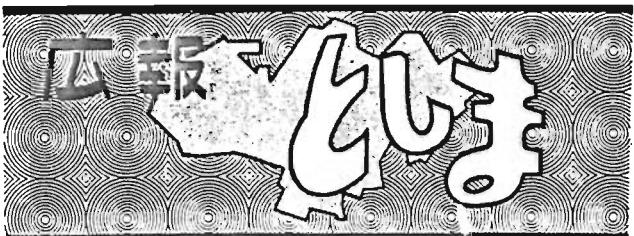
前月比  
306,785(-1,926)  
152,179(-1,241)  
154,606(-685)  
133,449(-741)

人口  
男女  
世帯数  
(住民基本台帳による)



広聴電話

この電話は夜間・休日でも利用できます。



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋1-18-1 ☎ [981] 1111 〒 170 編集 企画部広報課

## 高齢者国民年金保険料

### 特別貸付のお知らせ

再開五年年金に加入された被保険者で昭和四十五年六月分から昭和四十九年三月分までの保険料の納付が困難な方に対して、無利子・無保証人・無担保で資金を貸付ける制度です。

#### ◎貸付けを受けられる方

#### ◎申込期間

#### ◎老人福祉手当の申請はおすすめですか

#### 日常生活用品を！

扶助人	所得額
○人	一、〇五〇、〇〇〇円以下
一人	一、二六〇、〇〇〇円以下
二人	一、四二〇、〇〇〇円以下

再開五年年金の被保険者で左記の名号に該当する方。〔保険料の納付が困難な方〕昭和四十九年三月三十一日から区長が貸付けを行うときまで引き続区内に居住していること。

日本人の四八年中の総所得額が左記に定める額以下であること。ただし、老人医療証を受けている方は、所得額を左記の額以下とみなします。

豊島区では、心身に障害があるため寝たきりの状態にあるなど、不自由な毎日を過しておられるお年寄りの福祉の増進をかるため、月額五千円の福祉手当を支給しております。

区内にお住まいの満六十五歳以上の方で次の要件のすべてにあてはまる方。

1寝たきりの状態が6か月以上になり、なおその状態が継続すると認められること。

2自宅療養または入院されている方。

3施設老健ホームなどの福祉施設にはいっていないこと。

49年度に一回。

50年度(50年3月)に

60歳未満の夫婦

70歳未満の夫婦

80歳未満の夫婦

90歳未満の夫婦

100歳未満の夫婦

110歳未満の夫婦

120歳未満の夫婦

130歳未満の夫婦

140歳未満の夫婦

150歳未満の夫婦

160歳未満の夫婦

170歳未満の夫婦

180歳未満の夫婦

190歳未満の夫婦

200歳未満の夫婦

210歳未満の夫婦

220歳未満の夫婦

230歳未満の夫婦

240歳未満の夫婦

250歳未満の夫婦

260歳未満の夫婦

270歳未満の夫婦

280歳未満の夫婦

290歳未満の夫婦

300歳未満の夫婦

310歳未満の夫婦

320歳未満の夫婦

330歳未満の夫婦

340歳未満の夫婦

350歳未満の夫婦

360歳未満の夫婦

370歳未満の夫婦

380歳未満の夫婦

390歳未満の夫婦

400歳未満の夫婦

410歳未満の夫婦

420歳未満の夫婦

430歳未満の夫婦

440歳未満の夫婦

450歳未満の夫婦

460歳未満の夫婦

470歳未満の夫婦

480歳未満の夫婦

490歳未満の夫婦

500歳未満の夫婦

510歳未満の夫婦

520歳未満の夫婦

530歳未満の夫婦

540歳未満の夫婦

550歳未満の夫婦

560歳未満の夫婦

570歳未満の夫婦

580歳未満の夫婦

590歳未満の夫婦

600歳未満の夫婦

610歳未満の夫婦

620歳未満の夫婦

630歳未満の夫婦

640歳未満の夫婦

650歳未満の夫婦

660歳未満の夫婦

670歳未満の夫婦

680歳未満の夫婦

690歳未満の夫婦

700歳未満の夫婦

710歳未満の夫婦

720歳未満の夫婦

730歳未満の夫婦

740歳未満の夫婦

750歳未満の夫婦

760歳未満の夫婦

770歳未満の夫婦

780歳未満の夫婦

790歳未満の夫婦

800歳未満の夫婦

810歳未満の夫婦

820歳未満の夫婦

830歳未満の夫婦

840歳未満の夫婦

850歳未満の夫婦

860歳未満の夫婦

870歳未満の夫婦

880歳未満の夫婦

890歳未満の夫婦

900歳未満の夫婦

910歳未満の夫婦

920歳未満の夫婦

930歳未満の夫婦

940歳未満の夫婦

950歳未満の夫婦

960歳未満の夫婦

970歳未満の夫婦

980歳未満の夫婦

990歳未満の夫婦

1000歳未満の夫婦

1010歳未満の夫婦

1020歳未満の夫婦

1030歳未満の夫婦

1040歳未満の夫婦

1050歳未満の夫婦

1060歳未満の夫婦

1070歳未満の夫婦

1080歳未満の夫婦

1090歳未満の夫婦

1100歳未満の夫婦

1110歳未満の夫婦

1120歳未満の夫婦

1130歳未満の夫婦

1140歳未満の夫婦

1150歳未満の夫婦

1160歳未満の夫婦

1170歳未満の夫婦

1180歳未満の夫婦

1190歳未満の夫婦

1200歳未満の夫婦

1210歳未満の夫婦

1220歳未満の夫婦

1230歳未満の夫婦

1240歳未満の夫婦

1250歳未満の夫婦

1260歳未満の夫婦

1270歳未満の夫婦

1280歳未満の夫婦

1290歳未満の夫婦

1300歳未満の夫婦

1310歳未満の夫婦

1320歳未満の夫婦

1330歳未満の夫婦

1340歳未満の夫婦

1350歳未満の夫婦

1360歳未満の夫婦

1370歳未満の夫婦

1380歳未満の夫婦

1390歳未満の夫婦

1400歳未満の夫婦

1410歳未満の夫婦

1420歳未満の夫婦

1430歳未満の夫婦

1440歳未満の夫婦

1450歳未満の夫婦

1460歳未満の夫婦

1470歳未満の夫婦

1480歳未満の夫婦

1490歳未満の夫婦

1500歳未満の夫婦

1510歳未満の夫婦

1520歳未満の夫婦

1530歳未満の夫婦

1540歳未満の夫婦

1550歳未満の夫婦

1560歳未満の夫婦

1570歳未満の夫婦

1580歳未満の夫婦

1590歳未満の夫婦

1600歳未満の夫婦

1610歳未満の夫婦

1620歳未満の夫婦

1630歳未満の夫婦

1640歳未満の夫婦

1650歳未満の夫婦

1660歳未満の夫婦

1670歳未満の夫婦

1680歳未満の夫婦

1690歳未満の夫婦

1700歳未満の夫婦

1710歳未満の夫婦

1720歳未満の夫婦

1730歳未満の夫婦

1740歳未満の夫婦

1750歳未満の夫婦

1760歳未満の夫婦

1770歳未満の夫婦

1780歳未満の夫婦

1790歳未満の夫婦

1800歳未満の夫婦

1810歳未満の夫婦

1820歳未満の夫婦

1830歳未満の夫婦

1840歳未満の夫婦

1850歳未満の夫婦

1860歳未満の夫婦

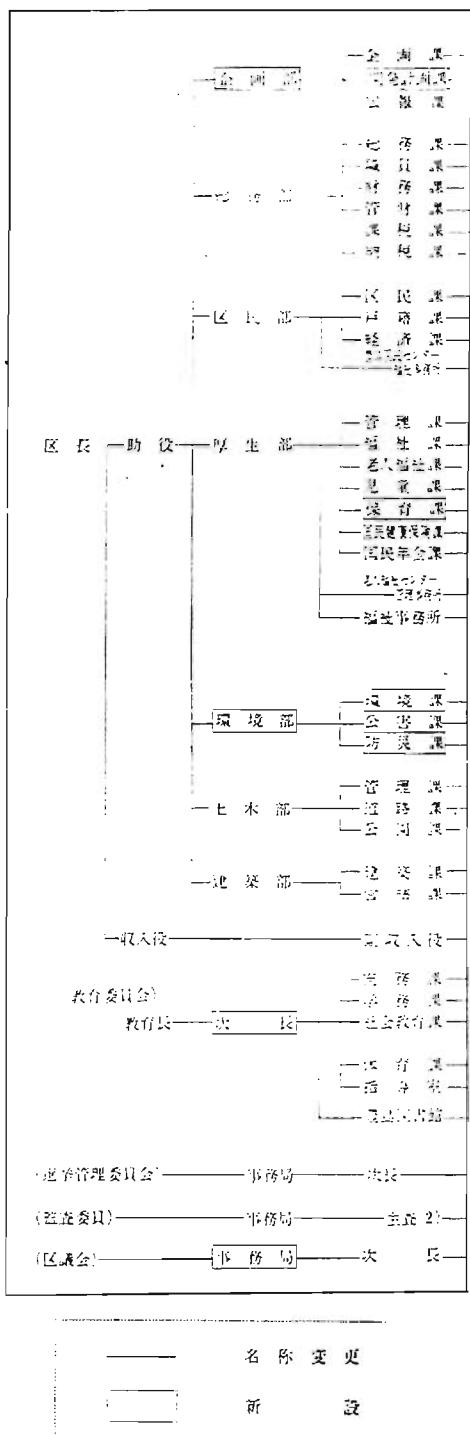
1870歳未満の夫婦

1880歳未満の夫婦

## 改正された

## 豊島区の組織

昭和49年4月1日実施



## 先取り行政

新装なった環境部事務室  
(豊洲会館一階)

社会変動の著しい今日、区行政に対する需要はますます増大し、その質的な要求は高級化しております。このような情勢の変化に対しても、区では、組織の効率的な改善により、住民福祉の増進をはかるために、この度、部課の新設改廃ならびに組織改正を行いました。

## 取り組む一

## 区の機構改革成る!

## 企画部・環境部など新設

施設を総合的、効率的に処理するために、新たに環境部を設置しました。

四、教育委員会事務局次長  
の設置

## 七、総務部副主幹(防災担当)の廃止

五、教育委員会事務局主幹  
(教育施設担当)の廃止

## 六、厚生部保育課の設置

## 八、建築公害部の名称変更

## 九、組織改正による部課等の事務室の変更

## 十、組織改正による部課等の廃止

## 十一、組織改正による部課等の新設

## 十二、組織改正による部課等の改組

## 十三、組織改正による部課等の統合

## 十四、組織改正による部課等の分離

## 十五、組織改正による部課等の移管

## 十六、組織改正による部課等の廃止

## 十七、組織改正による部課等の新設

## 十八、組織改正による部課等の改組

## 十九、組織改正による部課等の統合

## 二十、組織改正による部課等の分離

## 二十一、組織改正による部課等の移管

## 二十二、組織改正による部課等の廃止

## 二十三、組織改正による部課等の新設

## 二十四、組織改正による部課等の改組

## 二十五、組織改正による部課等の統合

## 二十六、組織改正による部課等の分離

## 二十七、組織改正による部課等の移管

## 二十八、組織改正による部課等の廃止

## 二十九、組織改正による部課等の新設

## 三十、組織改正による部課等の改組

## 三十一、組織改正による部課等の統合

## 三十二、組織改正による部課等の分離

## 三十三、組織改正による部課等の移管

## 三十四、組織改正による部課等の廃止

## 三十五、組織改正による部課等の新設

## 三十六、組織改正による部課等の改組

## 三十七、組織改正による部課等の統合

## 三十八、組織改正による部課等の分離

## 三十九、組織改正による部課等の移管

## 四十、組織改正による部課等の廃止

## 四十一、組織改正による部課等の新設

## 四十二、組織改正による部課等の改組

## 四十三、組織改正による部課等の統合

## 四十四、組織改正による部課等の分離

## 四十五、組織改正による部課等の移管

## 四十六、組織改正による部課等の廃止

## 四十七、組織改正による部課等の新設

## 四十八、組織改正による部課等の改組

## 四十九、組織改正による部課等の統合

## 五十、組織改正による部課等の分離

## 五十一、組織改正による部課等の移管

## 五十二、組織改正による部課等の廃止

## 五十三、組織改正による部課等の新設

## 五十四、組織改正による部課等の改組

## 五十五、組織改正による部課等の統合

## 五十六、組織改正による部課等の分離

## 五十七、組織改正による部課等の移管

## 五十八、組織改正による部課等の廃止

## 五十九、組織改正による部課等の新設

## 六十、組織改正による部課等の改組

## 六十一、組織改正による部課等の統合

## 六十二、組織改正による部課等の分離

## 六十三、組織改正による部課等の移管

## 六十四、組織改正による部課等の廃止

## 六十五、組織改正による部課等の新設

## 六十六、組織改正による部課等の改組

## 六十七、組織改正による部課等の統合

## 六十八、組織改正による部課等の分離

## 六十九、組織改正による部課等の移管

## 七十、組織改正による部課等の廃止

## 七十一、組織改正による部課等の新設

## 七十二、組織改正による部課等の改組

## 七十三、組織改正による部課等の統合

## 七十四、組織改正による部課等の分離

## 七十五、組織改正による部課等の移管

## 七十六、組織改正による部課等の廃止

## 七十七、組織改正による部課等の新設

## 七十八、組織改正による部課等の改組

## 七十九、組織改正による部課等の統合

## 八十、組織改正による部課等の分離

## 八十一、組織改正による部課等の移管

## 八十二、組織改正による部課等の廃止

## 八十三、組織改正による部課等の新設

## 八十四、組織改正による部課等の改組

## 八十五、組織改正による部課等の統合

## 八十六、組織改正による部課等の分離

## 八十七、組織改正による部課等の移管

## 八十八、組織改正による部課等の廃止

## 八十九、組織改正による部課等の新設

## 九十、組織改正による部課等の改組

## 九十一、組織改正による部課等の統合

## 九十二、組織改正による部課等の分離

## 九十三、組織改正による部課等の移管

## 九十四、組織改正による部課等の廃止

## 九十五、組織改正による部課等の新設

## 九十六、組織改正による部課等の改組

## 九十七、組織改正による部課等の統合

## 九十八、組織改正による部課等の分離

## 九十九、組織改正による部課等の移管

## 一百、組織改正による部課等の廃止

## 一百零一、組織改正による部課等の新設

## 一百零二、組織改正による部課等の改組

## 一百零三、組織改正による部課等の統合

## 一百零四、組織改正による部課等の分離

## 一百零五、組織改正による部課等の移管

## 一百零六、組織改正による部課等の廃止

## 一百零七、組織改正による部課等の新設

## 一百零八、組織改正による部課等の改組

## 一百零九、組織改正による部課等の統合

## 一百一〇、組織改正による部課等の分離

## 一百一一、組織改正による部課等の移管

## 一百一二、組織改正による部課等の廃止

## 一百一三、組織改正による部課等の新設

## 一百一四、組織改正による部課等の改組

## 一百一五、組織改正による部課等の統合

## 一百一六、組織改正による部課等の分離

## 一百一七、組織改正による部課等の移管

## 一百一八、組織改正による部課等の廃止

## 一百一九、組織改正による部課等の新設

## 一百二十、組織改正による部課等の改組

## 一百二十一、組織改正による部課等の統合

## 一百二十二、組織改正による部課等の分離

## 一百二十三、組織改正による部課等の移管

## 一百二十四、組織改正による部課等の廃止

## 一百二十五、組織改正による部課等の新設

## 一百二十六、組織改正による部課等の改組

## 一百二十七、組織改正による部課等の統合

## 一百二十八、組織改正による部課等の分離

## 一百二十九、組織改正による部課等の移管

## 一百三十、組織改正による部課等の廃止

## 一百三十一、組織改正による部課等の新設

## 一百三十二、組織改正による部課等の改組

## 一百三十三、組織改正による部課等の統合

## 一百三十四、組織改正による部課等の分離

## 一百三十五、組織改正による部課等の移管

## 一百三十六、組織改正による部課等の廃止

## 一百三十七、組織改正による部課等の新設

## 一百三十八、組織改正による部課等の改組

## 一百三十九、組織改正による部課等の統合

## 一百四十、組織改正による部課等の分離

## 一百四十一、組織改正による部課等の移管

## 一百四十二、組織改正による部課等の廃止

## 一百四十三、組織改正による部課等の新設

## 一百四十四、組織改正による部課等の改組

## 一百四十五、組織改正による部課等の統合

## 一百四十六、組織改正による部課等の分離

## 一百四十七、組織改正による部課等の移管

## 一百四十八、組織改正による部課等の廃止

## 一百四十九、組織改正による部課等の新設

## 一百五十、組織改正による部課等の改組

## 一百五十一、組織改正による部課等の統合

## 一百五十二、組織改正による部課等の分離

## 一百五十三、組織改正による部課等の移管

## 一百五十四、組織改正による部課等の廃止

## 一百五十五、組織改正による部課等の新設

## 一百五十六、組織改正による部課等の改組

## 一百五十七、組織改正による部課等の統合

## 一百五十八、組織改正による部課等の分離

## 一百五十九、組織改正による部課等の移管

## 一百六十、組織改正による部課等の廃止

## 一百六十一、組織改正による部課等の新設

## 一百六十二、組織改正による部課等の改組

## 一百六十三、組織改正による部課等の統合

## 一百六十四、組織改正による部課等の分離

## 一百六十五、組織改正による部課等の移管

## 一百六十六、組織改正による部課等の廃止

## 一百六十七、組織改正による部課等の新設

## 一百六十八、組織改正による部課等の改組

## 一百六十九、組織改正による部課等の統合

## 一百七十、組織改正による部課等の分離

## 一百七十一、組織改正による部課等の移管

## 一百七十二、組織改正による部課等の廃止

## 一百七十三、組織改正による部課等の新設

## 一百七十四、組織改正による部課等の改組

## 一百七十五、組織改正による部課等の統合

## 一百七十六、組織改正による部課等の分離

## 一百七十七、組織改正による部課等の移管

## 一百七十八、組織改正による部課等の廃止

## 一百七十九、組織改正による部課等の新設

## 一百八十、組織改正による部課等の改組

## 一百八十一、組織改正による部課等の統合

## 一百八十二、組織改正による部課等の分離

## 一百八十三、組織改正による部課等の移管

## 一百八十四、組織改正による部課等の廃止

## 一百八十五、組織改正による部課等の新設

## 一百八十六、組織改正による部課等の改組

## 一百八十七、組織改正による部課等の統合

## 一百八十八、組織改正による部課等の分離

## 一百八十九、組織改正による部課等の移管

## 一百九十、組織改正による部課等の廃止

## 一百九十一、組織改正による部課等の新設

## 一百九十二、組織改正による部課等の改組

## 一百九十三、組織改正による部課等の統合

## 一百九十四、組織改正による部課等の分離

## 一百九十五、組織改正による部課等の移管

## 一百九十六、組織改正による部課等の廃止

## 一百九十七、組織改正による部課等の新設

## 一百九十八、組織改正による部課等の改組

## 一百九十九、組織改正による部課等の統合

## 一百二十、組織改正による部課等の分離

## 一百二十ー、組織改正による部課等の移管

## 一百二十ーー、組織改正による部課等の廃止

## 一百二十ーーー、組織改正による部課等の新設

## 一百二十ーーーー、組織改正による部課等の改組

## 一百二十ーーーーー、組織改正による部課等の統合

## 一百二十ーーーーーー、組織改正による部課等の分離

## 一百二十ーーーーーーー、組織改正による部課等の移管

## 一百二十ーーーーーーーー、組織改正による部課等の廃止



第294号

## お 知 ら せ



- 

島田民権市

- 木市を開催することになります。各家庭の緑化にもお手ついたいとするため、春の植木市として左記の通り実施いたしますので皆様おきそい合せの上、会場においてください。

苗木、草花、園芸器具など市価より安く提供いたします。

○期日  
A五月十日～十二日（三日間）  
B五月十七日～十九日（三日間）  
C五月二十四日～二十六日（三日間）  
D五月二十七日～二十九日（三日間）

○会場  
A 池袋西口仮設児童遊園  
B 駒込駅前都電車庫跡地  
C 池袋東口中池袋公園  
○時間  
いずれも午前十時より午後六時までです。

なお、雨天の時は一日延びります。

普通ゴミの収集曜日が変わります。

六月から分別ゴミ（プラスチック類、ゴム類、革類、空ビン空カン類等）の、週一回収集準備のため、五月一日から、月・水・金・火・木・土と一日おきに収集しているゴミの曜日が地域により左記のとおり変更になります。

なお、収集曜日変更のお知らせは、各ゴミ容器集積所にて、四月二十二日から掲示いたします。たので、ご協力ををお願いいたしました。

官公所により

南北池袋一・二・三・四丁目  
南大塚一・二・三丁目  
北大道一・二・三丁目  
要町三丁目 千早町三・四丁目  
長崎一・二・三・四・五・六丁目  
西池袋四丁目（南北町会を除く）  
池袋本町一・二・三・四丁目  
池袋四丁目（西町会のみ）  
雜司谷一・二・三丁目  
田白一・三・四・五丁目  
南長崎一・二・三・四・五・六丁目  
丁目

英羽一丁目（白山通り北側）  
堀越五丁目  
駒込一・二・三・四・五・六・七丁目、文京区大和郷  
東池袋一・三・四・五丁目  
南大塚三丁目  
自白一丁目、田白二丁目  
高田一・二・三丁目  
池袋一・二・三丁目  
池袋四丁目（西町会を除く）  
西池袋一・三・五丁目  
西池袋四丁目（南町会のみ）  
高松一・二・三丁目  
千早町一・二丁目  
千早町一・二丁目  
長崎一・二・三丁目  
※お問い合わせ先  
豊島清掃事務所 朝一九六八一

昭和19年度固定資産税・都市

官公所により

南北池袋一・二・三・四丁目  
南大塚一・二・三丁目  
北大道一・二・三丁目  
要町三丁目 千早町三・四丁目  
長崎一・二・三・四・五・六丁目  
西池袋四丁目（南北町会を除く）  
池袋本町一・二・三・四丁目  
池袋四丁目（西町会のみ）  
雜司谷一・二・三丁目  
田白一・三・四・五丁目  
南長崎一・二・三・四・五・六丁目  
丁目

英羽一丁目（白山通り北側）  
堀越五丁目  
駒込一・二・三・四・五・六・七丁目、文京区大和郷  
東池袋一・三・四・五丁目  
南大塚三丁目  
自白一丁目、田白二丁目  
高田一・二・三丁目  
池袋一・二・三丁目  
池袋四丁目（西町会を除く）  
西池袋一・三・五丁目  
西池袋四丁目（南町会のみ）  
高松一・二・三丁目  
千早町一・二丁目  
千早町一・二丁目  
長崎一・二・三丁目  
※お問い合わせ先  
豊島清掃事務所 朝一九六八一

昭和19年度固定資産税・都市

官公所たより

- | 会場 日程 講習会の開催日 |          |          |        |     |      |
|---------------|----------|----------|--------|-----|------|
| 回数            | 月        | 日        | 年      | (月) | 時    |
| 第1回           | 5月13日(月) | 5月24日(金) | 平成元年   | 5月  | 10時半 |
| 第2回           | 5月30日(水) | 6月7日(金)  | 豊島区民館  | 6月  | 10時半 |
| 第3回           | 6月17日(月) | 6月28日(金) | 駒込生活会館 | 6月  | 10時半 |
| 第4回           | 7月4日(月)  | 7月19日(金) | 東京健保会館 | 7月  | 10時半 |
| 第5回           | 7月25日(木) | 8月2日(金)  | 同上     | 8月  | 10時半 |

回数	開催日 土、日は休( )	場所
第1回	5月13日(月)~5月24日(金)	王子分改会館 京浜東北線王子駅下車5分
第2回	5月30日(土)~6月7日(金)	豊島坂根会館 池袋駅下車5分
第3回	6月17日(月)~6月28日(金)	家庭生活会館(中央線高円寺駅下車10分)
第4回	7月8日(月)~7月19日(金)	東医慈保会館(吉祥寺駅下車3分)
第5回	7月25日(木)~8月2日(金)	同上